

育児ママリフレッシュ利用券が新しい制度に 対象を3歳未満まで拡大！

■問い合わせ先 こども福祉課 ☎(52)1114

市では、1歳未満の在宅乳児を養育する保護者の方が、美容室などでのリフレッシュや冠婚葬祭等のために乳児を一時的に預けたいときに保育園を利用できる、「育児ママリフレッシュ利用券」を12時間分発行しています。この利用券は、昨年度実施した「子育て支援ニーズ調査」においてニーズが高く、利用対象年齢の引き上げを求める意見が多数ありました。

そこで、平成27年度から「育児ママ・パパリフレッシュ利用券」と名称を変更のうえ、利用対象年齢を3歳未満まで引き上げるとともに、36時間分発行することとしました。

新利用券は、平成27年4月以降に生まれた乳幼児から適用されますが、平成24年4月から平成27年3月に生まれた乳幼児にも経過措置として一定時間数の利用券を発行します。

次のように制度が変わります！

	平成27年3月31日以前に 生まれた乳幼児	平成27年4月1日以降に 生まれた乳幼児
名称	育児ママリフレッシュ利用券	育児ママ・パパ リフレッシュ利用券
利用対象者	生後3か月～ 1歳未満 の 在宅乳児を養育する 同居の保護者	生後3か月～ 3歳未満 の 在宅乳幼児を養育する 同居の保護者
発行時間	12時間分	36時間分

※平成24年4月から平成27年3月に生まれた乳幼児については経過措置として一定時間数の利用券を発行します。詳しくは次頁をご覧ください。

新制度 育児ママ・パパ リフレッシュ利用券

■対象者

下野市に住所を有し、保育園等（認可外保育施設や児童福祉施設を含む）に入所していない、生後3か月から3歳未満の健康な乳幼児を養育する同居の保護者

■申請方法

所定の申請書をこども福祉課（石橋庁舎）にご提出ください。その場で発行します。印鑑が必要です。

・ 郵送による申請は受け付けできません。

・ 市民課窓口（国分寺・南河内・石橋）では受付できません。

■申請書

下野市役所に出生届を提出した場合は、その場で申請書をお渡しします。こども福祉課にも用意してあります。また、市ホームページよりダウンロードすることもできます。

■利用方法

①予約

利用日の1週間前までに希望する保育園へ直接電話をして予約を取ってください。

②乳幼児の面接

保育園へ育児ママ・パパリフレッシュ事業利用決定通知書を提示し、面接を受けてください。

③利用当日

利用開始時に、利用券の提示をお願いします。利用券をお忘れになると、各保育園の規定料金がかかりますのでご注意ください。

■利用上の注意

- ・ 利用時間は1回につき最長4時間です。
- ・ 乳幼児の体調がすぐれない時は利用できません。
- ・ 保育園により、おやつやミルク等の料金が別途かかる場合があります。詳細は保育園へお問い合わせください。
- ・ 下野市から転出した場合は、利用券をこども福祉課へ返還してください。
- ・ 利用券の譲渡はできません。